

JPRS-ADV-2006002  
2006年11月16日

JPドメイン名諮問委員会  
委員長 後藤 滋樹 殿

株式会社日本レジストリサービス  
代表取締役社長 東田 幸樹

## 諮問書

JPドメイン名では、「JPドメイン名登録情報等の取り扱いについて」という文書を定め、公開しています。この文書での規定に従い、JPドメイン名の登録情報の一部は、Whoisによるインターネット上での公開、および情報開示請求手続による書面での開示を行っています。

2001年に導入された汎用JPドメイン名は、個人による登録も多く、インターネット利用の拡大と多様化が進む中で、今後はさらにその傾向を増していくものと考えられます。しかしながら前述の通り、ドメイン名の登録者に関する情報は公開・開示されることになっており、それに同意することがJPドメイン名の登録の条件となっています。したがって、個人によるJPドメイン名登録の場合は、その個人に関する情報が公開・開示されることとなります。このことが、JPドメイン名登録に対する抵抗感として、個人によるJPドメイン名の登録と活用を妨げ、ひいてはインターネット上の活動を不自由にする一因となっています。特に、昨今の個人情報に対する意識の高まりという背景のもと、その抵抗感も増しつつあります。

一方で、インターネット上の活動が質・量ともに広がり、その中でフィッシングやサイバースクワッティング、SPAMメール送信などの不正な行動が増加しているため、Webや電子メールの情報発信元の身元を確かめるなど、さまざまな目的から登録情報の公開・開示に対する要求も大きくなっています。

このような状況を踏まえ、JPドメイン名における登録情報の公開・開示につき、個人情報の保護とのバランスを考慮し、現状の評価、および、変更が必要な場合はその方針について答申いただきたく、諮問いたします。

## 諮問理由

ドメイン名登録情報のWhoisによる公開は、自律協調分散的な運用管理がなされるインターネットにおいて、国際的なコンセンサスとして行われてきています。

しかし、インターネットが学術研究分野から一般社会へと広がり、その運用も商業的に行われることが多くなってきたこと、また、ドメイン名が個人により登録・活用されるようになったことで、登録情報の公開について、特に個人情報の保護の観点から検討、見直しが行われつつあります。

JPドメイン名においては早くからこの課題に取り組んできました。

JPドメイン名では、Whoisというインターネット上で誰もがアクセスできる仕組みにより登録情報を公開する以外に、請求者を特定した上で個別の情報を開示する情報開示請求手続を整備することで、登録情報を次の3つにレベル分けしています。

1. Whoisで公開する情報
2. 情報開示請求により開示する情報
3. 公開・開示しない情報

また、2001年に導入した汎用JPドメイン名ではさらに、登録情報の公開・開示の目的の一つであるドメイン名登録者への連絡先情報を提供することについて、登録者自身の情報でなく、登録者への連絡を代行しうる公開連絡窓口を連絡先情報として記述してもよいという枠組みを導入しました。

これにより現在では、個人が汎用JPドメイン名を登録する場合、登録者名としての個人の氏名のみがWhoisで最低限公開される個人の情報となっています。

さらに、2005年4月には「個人情報の保護に関する法律」に対応する形で、「JPドメイン名登録情報等の取り扱いについて」と「JPドメイン名登録情報等の公開・開示に関する規則」を定めました。これにより、登録者に関する情報が収集・利用される目的が事前に通知され、その目的に限定して収集・利用されることが明文化されました。

しかし、氏名は個人を十分に特定できる情報と捉えられることが多く、個人が匿名で活動できることがインターネットの大きな利点と考えられています。そのような状況の中で、JPドメイン名の登録によりWhoisで氏名が公開されることが、JPドメイン名の登録と活用を妨げる一因となっています。例えば、電話番号の持ち主の氏名が公開されることと類似した抵抗感がそれには存在します。

一方、特に企業などにおいて、ドメイン名紛争に関する認識の高まりとともに、ドメイン名を知的財産として認識し、悪意ある登録・使用から保護しようとする動きが広がっており、他人が登録したドメイン名の登録情報の公開・開示に対する要求も依然として存在します。また、企業自身が登録したドメイン名に対しては、自身の情報発信の正統性を示すために、登録情報を積極的に公開・開示したいという要求も存在します。

このように、個人によるインターネット利用の拡大と多様化が進む中でドメイン名の利用要求も高まっている背景において、JPドメイン名における登録情報の公開・開示に対する要求と個人情報の保護とのバランスを考慮し、公開・開示の現状の評価、および、変更が必要な場合はその方針について答申いただきたく、諮問いたします。

以上